

第4章 医療の安全確保とサービスの向上

第1節 医療の安全対策

1 現状

- 医療の高度化・専門化が進行し、また、近年、医療機関へのサイバー攻撃により長期間診療が停止する事案が発生する中で、住民が安心して医療を受けられる体制の整備が一層必要となっています。
- 各道立保健所が医療機関や薬局に対して実施している立入検査の際に、医療安全体制の整備の状況について確認するとともに、必要に応じ助言指導を行っています。
- 住民の医療に対するニーズが多様化する中で、患者の方や家族からの苦情や相談に対応し、医療機関に対する助言や情報提供など医療安全の推進を図ることにより、住民の医療に対する信頼性を確保することを目的とし、平成15年9月1日から道立保健所等に医療安全支援センターを設置しています。

2 課題

(1) 医療安全のための体制整備

医療機関や薬局における医療の安全を図るため、医療従事者の資質の向上とともに、医療安全体制の整備を促進することが求められています。

(2) 医療に関する相談体制の整備

医療に関する患者・住民の苦情や相談に対応するとともに、医療機関に対する助言や情報提供など医療安全の推進を図るため、医療に関する相談体制を充実することが求められています。

3 施策の方向と主な施策

(1) 医療機関及び薬局における医療の安全を確保するための取組の推進

医療機関及び薬局において、以下の取組によって医療の安全等が確保されるよう、立入検査などの機会を活用し、必要な助言指導を行います。

<医療安全管理>

- 医療安全管理のための指針の整備
- 医療安全管理のための委員会の開催(病院、有床診療所及び入所施設を有する助産所に限る)
- 医療安全管理のための職員研修の実施
- 事故報告など改善のための取組の実施

<院内感染対策>

- 院内感染対策のための指針の整備
- 院内感染対策のための委員会の開催(病院、有床診療所及び入所施設を有する助産所に限る)
- 従事者に対する院内感染対策のための研修の実施
- 感染症の発生状況の報告など改善のための取組の実施

<医薬品の安全管理>

- 医薬品の使用に係る安全な管理のための責任者の配置
- 従事者に対する医薬品の安全使用のための研修の実施

- 医薬品の安全使用のための業務手順書の作成と、その手順書に基づく業務の実施
- 医薬品の安全使用のために必要となる情報の収集など改善のための取組の実施

＜医療機器の安全管理＞

- 医療機器の安全使用のための責任者の配置
- 従事者に対する医療機器の安全使用のための研修の実施
- 医療機器の保守点検に関する計画の策定及び保守点検の適切な実施
- 医療機器の安全使用のために必要となる情報の収集など改善のための取組の実施

＜診療放射線の安全管理＞

- 診療放射線の利用に係る安全な管理のための責任者の配置
- 診療放射線の安全利用のための指針の策定
- 従事者に対する診療放射線の安全利用のための研修の実施
- 放射線診療を受ける者の厚生労働大臣の定める放射線診療に用いる医療機器等の放射線による被ばく線量の管理及び記録その他の診療放射線の安全利用を目的とした改善のための取組の実施

＜サイバーセキュリティ対策＞

サイバーセキュリティを確保するために安全管理ガイドラインに基づく必要な取組の実施

(2) 医療安全に関する研修会の開催

関係団体・機関と連携を図りながら、医療機関や薬局を対象とした医療安全に関する研修会を実施します。

(3) 医療安全支援センターの設置運営

＜医療相談＞

道本庁が設置する「中央医療安全支援センター」及び道立保健所ごとに設置する「地方医療安全支援センター」において、住民の様々な医療に関する相談等に対応します。

中央医療安全支援センター		
所管圏域	設置場所	
全道域	北海道保健福祉部地域推進局医務薬務課内	
地方医療安全支援センター		
所管圏域 (第三次医療圏)	設置場所	
	地方センター	
	サブセンター	
道南	渡島保健所内	江差保健所内、八雲保健所内
道央	岩見沢保健所内	江別保健所内、千歳保健所内、滝川保健所内 深川保健所内、倶知安保健所内、岩内保健所内
	苫小牧保健所内	室蘭保健所内、浦河保健所内、静内保健所内
道北	上川保健所内	名寄保健所内、富良野保健所内、留萌保健所内、稚内保健所内
オホーツク	北見保健所内	網走保健所内、紋別保健所内
十勝	帯広保健所内	-
釧路・根室	釧路保健所内	根室保健所内、中標津保健所内

<医療安全推進協議会>

道本庁が設置する「中央医療安全推進協議会」及び道立保健所ごとに設置する「地方医療安全推進協議会」において、医療安全支援センターの業務内容の検討や個別医療相談事例のうち重要なものや専門的な事例、対応困難事例に関わることなどについて検討協議を行うことにより、医療相談体制の充実に努めます。

医療安全支援センター（中央・地方）の業務と相談等の流れ

